

## 「日本アーカイブズ学会登録アーキビスト」登録更新申請要項

### 1 申請と審査

登録更新審査を受けるためには、本人による申請が必要です。アーカイブズに関連する実績のある資格委員および日本アーカイブズ学会役員等から構成される資格委員会が、「日本アーカイブズ学会登録アーキビストに関する規程」第12条第1項、別表4に定める実績を有しているか否かについて、申請書類に基づき審査を行います。

### 2 「日本アーカイブズ学会登録アーキビスト」の名称

登録更新が認められた場合、新しい登録証が交付されます。また、「登録アーキビスト名簿」に引き続き登録され、学会 Web サイト等において公開されます。新しい登録証の有効期間は5年ですが、その間は「日本アーカイブズ学会登録アーキビスト」を名乗ることができます。

### 3 登録更新要件

登録更新が認められるためには、申請時に日本アーカイブズ学会正会員であるとともに、「日本アーカイブズ学会登録アーキビストに関する規程」別表4に定めるポイントを5年間で合計15ポイント以上取得していなければなりません。

詳細は「日本アーカイブズ学会登録アーキビスト登録更新（別表4）」に関するQ&Aを参照してください。

### 4 申請書類、送付先

本学会 Web サイト内にある「日本アーカイブズ学会登録アーキビスト登録更新申請書式」をダウンロードして記入してください。具体的な記入内容につきましては、「記入例」を参照してください。

書類は折りたたまずに一括して封筒に入れ、下記まで**簡易書留**にて郵送してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

#### <送付先および問い合わせ先>

〒105 - 0004 東京都港区新橋 1-5-5 国際善隣会館 5 階

日本アーカイブズ学会事務局 登録アーキビスト資格委員会

E-mail : toroku\_archivist★jsas.info (★をアットマークにしてください)

学会 Web サイト : <http://www.jsas.info/>

### 5 費用

更新審査料5,000円と、更新登録料2,000円が必要です。申請時に更新審査料を振り込み、

登録更新が認められた後に、更新登録料を後日お知らせする期日までに納付してください。  
なお、審査料・登録料の振込先は以下の口座になります。

※ 審査料・登録料の振込先は学会費の振込先口座とは異なります。

<振込先>

三井住友銀行 新橋支店 (店番号 216) 普通 2188770

口座名義 日本アーカイブズ学会

**6 申請受付期間**

10月1日から10月31日(当日消印有効)までの1か月間です。簡易書留による郵送のみの受け付けとします。

**7 申請後のスケジュール**

11月から翌年2月に資格委員会による審査を行い、3月上旬に審査結果を通知します。その後、更新登録料の納付を確認した後、新しい登録証を郵送し、学会のWebサイトで公表します。また、本学会総会で登録事業の報告を行い、『アーカイブズ学研究』において登録アーキビスト名を公示します。

以上

※ 本申請要項は2020年9月1日時点のものです。